

奈良県告示第百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和七年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 指定の場所（令和七年五月十四日現在の地番による。）

葛城市疋田四〇六番一

二 申請者氏名 株式会社ヒノキ 代表取締役 松本辰人

三 申請者住所 桜井市朝倉台東三丁目七七〇番地の八

四 道路の幅員 六・〇メートルから八・〇メートルまで

五 道路の延長 三二・二五メートル

六 指定年月日 令和七年七月十四日

七 指定番号 高土第R〇六〇一号